

# やまとたかだ

2018

6

No.997



みくちゃんとお散歩 (4月28日撮影)

## INDEX

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況 ①～② 3月定例会市議会 ③～⑤ 春の叙勲/5月臨時市議会 ⑥  
男女共同参画週間/水道週間/蜂の駆除 ⑦～⑧ 消費生活センターから ⑨ BOOKサロン ⑩ いま、市立病院では ⑪  
人権シリーズ ⑫ 各種相談 ⑬

平成29年度

# 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

平成29年度中に、市が運用を行った情報公開制度及び個人情報保護制度の、件数や内容をお知らせします。

## 情報公開制度の運用状況

### (1) 開示請求件数及び処理件数

平成29年度の情報公開制度の運用状況は、次のとおりです。

「大和高田市情報公開条例」に基づく開示請求が65件あり

| 実施機関            | 件数 | 処 理 内 容 (件) |      |     |    |     |    |     | 写しの<br>交付(枚) |
|-----------------|----|-------------|------|-----|----|-----|----|-----|--------------|
|                 |    | 開示          | 部分開示 | 不開示 | 存否 | 不存在 | 却下 | 取下げ |              |
| 市長              | 47 | 13          | 29   | 1   |    |     |    | 4   | 3,561        |
| 議会              | 0  |             |      |     |    |     |    |     |              |
| 教育委員会           | 16 | 6           | 8    | 1   |    | 1   |    |     | 858          |
| 選挙管理委員会         | 0  |             |      |     |    |     |    |     |              |
| 監査委員            | 0  |             |      |     |    |     |    |     |              |
| 公平委員会           | 0  |             |      |     |    |     |    |     |              |
| 農業委員会           | 0  |             |      |     |    |     |    |     |              |
| 固定資産評価<br>審査委員会 | 0  |             |      |     |    |     |    |     |              |
| 水道事業管理者         | 2  | 1           | 1    |     |    |     |    |     | 27           |
| 合 計             | 65 | 20          | 38   | 2   | 0  | 1   | 0  | 4   | 4,446        |

### (2) 不開示情報別件数

条例第6条に定める不開示情報のいずれかに該当し、部分開示となった事例の理由は次のとおりです。

| 不開示情報           | 件 数 |
|-----------------|-----|
| 1号 個人に関する情報     | 35  |
| 2号 法人等事業活動情報    | 11  |
| 3号 意思形成過程情報     | 0   |
| 4号 事務事業執行情報     | 2   |
| 5号 法令秘情報        | 1   |
| 6号 犯罪等社会的危害防止情報 | 1   |
| 合計              | 50  |

### (3) 不服申立て等の件数及び処理の状況

平成29年度は、不服申立て等はありませんでした。

### (4) 開示実績のある公文書の写しの交付等申込みの内容

過去に「大和高田市情報公開条例」に基づく開示請求があり、開示（全部開示・部分開示）の実績がある文書については、同じ内容について開示の申出があった場合には、「公文書開示請求書」によらず「公文書の写し等申込書」により情報提供しています。平成29年度は、交付等申込みがありませんでした。

### (5) 大和高田市情報公開審査会の開催状況

平成29年度は、不服申立て等がなく、会議は開催されませんでした。

### ※市が出資する法人への開示請求

大和高田市土地開発公社は、市の施策に準じて情報公開制度を推進するための要綱を整備しています。

平成29年度は、この要綱に基づく開示請求がありませんでした。

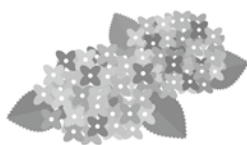
## 個人情報保護制度の運用状況

平成29年度の個人情報保護制度の運用状況は、次のとおりです。

### (1) 個人情報取扱事務の届出件数

| 実 施 機 関     | 件 数 |
|-------------|-----|
| 市長          | 245 |
| 議会          | 2   |
| 教育委員会       | 64  |
| 選挙管理委員会     | 9   |
| 監査委員        | 1   |
| 公平委員会       | 1   |
| 農業委員会       | 8   |
| 固定資産評価審査委員会 | 0   |
| 上下水道事業管理者   | 18  |
| 合計          | 348 |

(平成30年3月31日現在)



| No. | 請 求       |    | 請求個人情報<br>の名称又は内容                                                                              | 実施機関 | 所管課   | 決定日       | 決定内容 | 不開示<br>該当 |
|-----|-----------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-----------|------|-----------|
|     | 日         | 区分 |                                                                                                |      |       |           |      |           |
| 138 | H29.04.18 | 開示 | 請求者に係る相談記録表<br>(平成28年10月4日作成分)                                                                 | 市長   | 社会福祉課 | —         | 取下げ  |           |
| 139 | H29.04.20 | 開示 | 請求者の戸籍謄(抄)本交付申請<br>書及び付属書類                                                                     | 市長   | 市民課   | H29.4.24  | 部分開示 | 1号        |
| 140 | H29.05.12 | 開示 | 請求者に係る要介護、要支援認定<br>に係る調査内容(調査票・特記事<br>項)主治医意見書                                                 | 市長   | 介護保険課 | —         | 取下げ  |           |
| 141 | H29.05.18 | 開示 | 被相続人の所有する土地の境界<br>の明示書類一式                                                                      | 市長   | 土木管理課 | H29.5.29  | 部分開示 | 1号        |
| 142 | H29.06.26 | 開示 | 6月23日に開催された障害支援<br>区分認定審査会に提出された請<br>求者に係る調査票                                                  | 市長   | 社会福祉課 | H29.7.06  | 開示   |           |
| 143 | H29.10.17 | 開示 | 請求者の戸籍を、請求者に確認も<br>なく職権により誤処理した件に<br>おいて、処理を起案した戸籍係長<br>の氏名、裁決を下した参事、課長<br>の氏名<br>戸籍変更に至る経緯の詳細 | 市長   | 市民課   | H29.10.20 | 開示   |           |
| 144 | H29.11.28 | 開示 | 〇〇病院の診療報酬明細書(平成<br>29年9月分)                                                                     | 市長   | 社会福祉課 | H29.12.05 | 開示   |           |
| 145 | H29.12.06 | 開示 | 平成29年10月1日から平成29年<br>11月30日の間になされた請求者<br>に係る住民票の写し等交付申請<br>書及び付属書類                             | 市長   | 市民課   | H29.12.11 | 不存在  |           |
| 146 | H29.12.08 | 開示 | 平成29年12月1日から平成29年<br>12月8日までに提出された請求者<br>の印鑑登録証明書の交付申請書                                        | 市長   | 市民課   | H29.12.12 | 開示   |           |

開示等請求の内容および決定の内容は、次のとおりです。

| 請求区分            | 件数 |
|-----------------|----|
| 開 示 請 求         | 9  |
| 訂 正 請 求         | 0  |
| 削 除 請 求         | 0  |
| 利用又は提供<br>の中止請求 | 0  |
| 合 計             | 9  |

- (2) 開示等請求件数及び処  
理件数
- ① 開示請求、訂正請求、削除  
請求及び利用又は提供の中  
止請求

| (平成30年3月31日現在) |               |                                                          |     |
|----------------|---------------|----------------------------------------------------------|-----|
| 実施機関           | 担 当 課         | 開 示 内 容                                                  | 件 数 |
| 市長             | 保険医療課         | 過去5年間の国民健康保険に係るレセプト                                      | 0   |
| 市長             | 保護課           | 過去5年間の生活保護に係るレセプト                                        | 3   |
| 市長             | 介護保険課         | 次のうち必要な事項<br>要介護・要支援認定に係る調査内容、主治医<br>意見書、介護認定審査会における認定結果 | 54  |
| 市長             | 医事課           | 診療カルテ                                                    | 24  |
| 市長             | 看護専門学校        | 入学者選抜試験における各試験得点及びそ<br>の合計点                              | 0   |
| 教育委員会          | 商業高校<br>事務管理課 | 入学者選抜試験における各教科別検査得点<br>及びその合計点                           | 178 |

- (2) 条例第22条(簡易な開示)  
による開示請求(各担当課  
での要綱に基づく請求)

- (3) 不服申立て等の件数及  
び処理の状況
- 平成29年度は、不服申立て  
等はありませんでした。
- (4) 大和高田市個人情報保  
護審査会の開催状況
- 平成29年度は、不服申立て  
等がなく、会議は開催されま  
せんでした。

| 開催年月日            | 審 議 会 の 内 容                                                                                                                                                                                 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第11回<br>H29.4.10 | 諮問事項<br>本市の生活保護システムのクラウドサービスへの移行に伴い、本市の電子計算機とデータセンター<br>保有事業者が所有する電子計算機とを結合し、更にデータセンターの電子計算機とクラウドサービ<br>ス提供事業者のセキュリティールーム内の電子計算機とを結合することの妥当性について                                            |
| 第12回<br>H30.2.28 | 諮問事項<br>(1) 国民健康保険事業の都道府県単位化により、被保険者の資格情報を奈良県国民健康保険団体連<br>合会に集約するに当たり、当該連合会が管理する電子計算機と本市の電子計算機を結合すること<br>について<br>(2) ふるさと納税に係る事務を業務委託するに当たり、委託事業者が設置するデータセンター内の<br>サーバーと本市の電子計算機を結合することについて |

- (5) 大和高田市個人情報保  
護運営審議会の開催状  
況
- 平成29年度の開催状況は、  
次のとおりです。

| (平成30年3月31日現在)          |      | 会議の公開状況 | 審議会等の会議の<br>公開の状況 | ※市が出資する法人への開示<br>請求等<br>大和高田市土地開発公社<br>は、市の施策に準じて個人情報<br>保護制度を推進するための<br>要綱を整備しています。平成<br>29年度は、この要綱に基づ<br>く<br>開示請求、訂正請求、削除請<br>求および利用または提供の中<br>止請求がありませんでした。 | ※市が出資する法人への開示<br>請求等<br>大和高田市土地開発公社<br>は、市の施策に準じて個人情報<br>保護制度を推進するための<br>要綱を整備しています。平成<br>29年度は、この要綱に基づ<br>く<br>開示請求、訂正請求、削除請<br>求および利用または提供の中<br>止請求がありませんでした。 |
|-------------------------|------|---------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議の開催数                  | 153回 |         |                   |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                 |
| そのうち、公開とした<br>会議の開催数    | 27回  |         |                   |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                 |
| そのうち、一部非公開<br>とした会議の開催数 | 0回   |         |                   |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                 |
| そのうち、非公開とし<br>た会議の開催数   | 126回 |         |                   |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                 |
| 傍聴人の数                   | 15人  |         |                   |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                 |

※公開された会議の議事録は  
ホームページ上で公開して  
います。

〔法務情報課 内線325〕



## 平成30年度大和高田市一般会計予算

### 243億円など可決

平成30年3月定例市議会は、3月2日から16日までの15日間開催されました。

本定例会には、専決処分の報告2件、人事案件2件、平成30年度一般会計予算ほか、特別会計予算6件、企業会計予算3件、平成29年度補正予算4件、条例案件16件、財産の処分1件、訴訟の提起1件、和解案件3件、指定管理者の指定に関する案件2件、市道の認定・変更・廃止3件および、意見書の提出が1件の計45議案が提出され、それぞれ承認・可決・同意されました。

本号では、2日の市長の施政方針に対する代表質問及び、15日・16日に行われた一般質問の一部等について、お知らせします。

なお、人事案件については、人権擁護委員として甲村誠子氏および平井俊子氏の推薦にそれぞれ同意されました。

#### 針の方 質対 施に 代表

**問** 大和高田市総合計画について

・新たな総合計画策定に向け、平成30年度はどのような調査業務を行うのか  
・総合計画の形態や計画期間等の見直しは検討されているか

創生高田 西村議員

**答** 平成30年度は調査業務として「大和高田市の住み心地」「まちづくりに対する評価」「将来の姿への希望」な

どについて調査を行い、その結果を分析するとともに、市民を対象としたワークショップを開催するなど、将来の大和高田市について一緒に考えてもらう機会を設け、本市が今後進んでいく上での方向性や課題などを明確化していきたい。

また、総合計画の形態については、「都市計画マスタープラン」「奈良県と大和高田市とのまちづくりに関する包括協定」等と関連させながら検討を進め、計画期間等についても、平成30年度に調査を行いながら検討していきたい。新たな総合計画の策定に当たっては、今まで以上に市民

**問** 市立病院について

絆 西川議員

**答** 市立病院は、かかりつけ医からの紹介患者など

の外来診療や、入院を必要とする患者の診療・救急医療・放射線治療などの高度医療を提供する二次医療機関として地域医療の中核を担っている。医師不足など厳しい状況ではあるが、平成29年度から平成32年度までを計画期間とした「大和高田市立病院改革プラン」を着実に進めながら、医師をはじめとする医療スタッフの確保、機器等の充実などを継続して進め、がん治療など地域住民に適切な医療が提供できるような努めていきたい。

また、より高度で専門的な医療が必要となる疾患については、奈良医大付属病院などの三次医療機関とも更なる連携を深め、適切な医療の提供に努めていく。今後も、中和域の中核病院として、地域住民の期待にこたえることができるよう、更なる充実を図っていきたい。

**問** 都市基盤の整備について

・立地適正化計画の策定により市民に及ぼす影響について

公明党 藤田議員

**答** 「居住誘導区域」および「都市機能誘導区域」を設定することで、誘導区域外に開発行為等を行う場合に、市に届け出をすることが義務づけられる。市は当該開発行為等が誘導区域に対し何らかの支障があると認めるときは、届け出者に対し、誘導区域内への立地等について適正なものとするため必要な勧告をすることになる。しかし、誘導区域外で行う開発行為等が禁止されるわけではなく、届け出という手続を経ることで緩やかな誘導を行うものである。

本市は16・48平方キロメートルという小さな市域の中で、市の中心部に近鉄大和高田駅、高田市駅、JR高田駅という3つの主要な駅が集約しており、ある程度の機能が集約された

コンパクトなまちが形成されている。このような本市の特徴を生かした立地適正化計画を策定し、より効率的なサービスを提供できるようにすることで、少子高齢化が進展しても、コンパクトシティとして魅力あるまちとなるよう取り組みでいきたい。

### 問 人権施策について

・本市における差別・いじめ等の解消に向けた取り組みについて

日本共産党 沢田議員

### 答

あらゆる差別を解消し、お互いの人権が尊重される社会を実現するためには、啓発活動の推進が重要であると考えている。「毎月11日は人権を確かめあう日」の啓発物品の配布、広報誌への人権シリーズの連載、人権冊子の全戸配布、および、4月と7月には市民集会を開催するなど、市民や各種団体を含め、多くの人たちに啓発している。関係機関との連携を図り、大和高田市人権施策に関する基本指針に沿って、さまざまな人権問題に係る取り組みについて、より効果的な啓発の手法を生み出し、人権文化が創造

されるまちづくりに努めていきたい。

また、大和高田市男女共同参画計画ビッグステップ（3次）においては、LGBT等への人権課題を解決できるよう、多様性を認め合う共生社会についての理解を深める施策を進めることを盛り込んでいる。計画推進にかかわる関係課と連携し、職場、家庭、地域、学校などのあらゆる場に向けて、広報・啓発活動を展開するとともに、LGBTへの配慮についても取り組んでいきたい。

## 一般質問

### 問 職員の適正配置について

・職員の適材適所及び大和高田市の将来に向けての人材育成についてどのような考えを持っているのか、また各部署が現場で抱える問題点について把握しているのか

・新たに設置される危機管理室の体制と業務内容について

創生高田 島田議員

### 答

人事異動については、主要な施策や市民ニーズ等を鑑み、さまざまな行政課題にこたえられるよう、職員からの自己申告書による適性を考慮し、当該年度の人事構想を持ちながら、適材適所を心がけ協議をしている。しかし、近年は法律や制度改正のスピードが早くなり、その業務を熟知している職員がひとつの部署にいる年数が長くなっている。長年の経験で培われた専門知識を持った職員の存在は大きい、持続可能な組織づくりのためにも、適切な時期に異動し、さまざまな業務を体験するなど、幅広い人材育成が必要と考えている。

また、最近の急な天候の変化や、近いうちに発生が予想される大きな地震に対し、安心安全のまちづくりのひとつとして、危機管理室を設置することとした。業務内容については、今までの防災、災害対策に特化した業務内容になると考えている。また、危機管理に対応すべく、専門職員として任期つき職員を1名配置することを検討している。

### 問 アンガーマネジメントについて

・期待する効果と今後の実務

### 的な取り組みについて

創生高田 南議員

### 答

アンガーマネジメントとは、子どもたちの感情をより深く理解すること、やる気を起こさせ前向きな考え方をできるように、適切な支援をするための手法である。アンガーとは怒りだけでなく、悲しみや不安、迷いや劣等感など、心を不安定にさせるさまざまな感情のことであり、これらの感情をうまくコントロールすることで、子どもたちは自分自身を見つめ直し、適切な表現や問題解決ができるようになり、状況や変化を客観的にとらえ対応できる力を身につけることができる。この手法を市内すべての教職員に広めることで、教職員の指導力の向上および、子どもたちの主体的な活動を引き出し、良好な人間関係の構築や学習成績の向上にもつながると考えている。

今年度、市内の全教職員に向け、市が作成したリーフレットを配付し、この手法に対する基礎力を養成する。また、市が設定する研修会や、県外で開催される集中講座に参加することにより、そのスキルに磨きをかけ、最終的に

は市内すべての教職員がアンガーマネジメントの手法を用いた指導ができるよう取り組んでいきたい。

### 問 消防用設備等（小・中・高等学校）について

・消防用設備等点検の結果、全ての学校において不備が指摘されているが、なぜ長年修理されなかったのか

絆 森本議員

### 答

本市の教育施設における消防用設備等の不備については、「消防用設備等点検結果報告書」において、消火設備等に不備があるとした付記事項を、市教育委員会、及び関係各課と情報共有できておらず、全体的な改善計画を欠いてきた。情報の共有化が重要であり今後は安心・安全な教育施設を目指すため、情報の共有化を図りながら、計画的な改修に努めていきたい。

また、今後の改修を行うにあたっては、市の単独事業として進めるのではなく、国庫補助の内容をしっかりと理解するとともに、改修計画に基づき、補助金の活用を検討し事業に取り組んでいきたい。

**問** 殺処分ゼロをめざして、小さな命の価値について、

絆 戸谷議員

**答** いのちの教育については、学校教育における

重要項目のひとつとして指導しており、なかでも道徳の時間の「生命の尊さ」の項目で、命あるすべてのものを大切にすることを育めるよう学習を進めている。また、小学校における生活科および総合的な学習の時間において、平成29年度では、市内の5つの小学校が、県が実施する「いのちの教育プログラム」事業のモデル校の指定を受け、うだアニマルパークでの動物とふれあう体験を取り入れながら、動物と人間との関わりに気づき、あらゆる命に共感すること、かけがえのない命の大切さを具体的に学んでいる。今後も人権教育および道徳教育を中心に、児童生徒の情操を豊かにし、命の大切さを実感できる取り組みを進めていきたい。

また、命の大切さについては、動物愛護の観点から行政の課題であると認識しており、動物の適切な飼いやマナーについて、定期的に広報誌に

掲載している。今後は、ホームページにも掲載し、市民への周知に努めていきたい。

**問** 学校における社会保障制度教育について

・大和高田市立商業高等学校における社会保障制度等の教育の現状と今後の方針について

公明党 砂原議員

**答** 高田商業高等学校では、学習指導要領に基づき、

公民科、家庭科の授業において社会保障を扱っており、高齢者問題にあわせ、介護保険制度、年金制度等の社会保障制度の考え方、重要性についての学習を進めている。さらに、3年生を対象に毎年、「総合学習」の時間を利用し、年金制度の仕組みについての理解を深められるよう、日本年金機構より講師を招き「年金セミナー」を実施している。

また、3年生を対象に「商業科」の授業において、税の意義や役割などの理解を深められるよう、租税教育の時間を設けている。毎年、葛城税務署協力のもと、税理士を講師に招き、税の使い道、その使い道を決定する国会、そして国会議員を選出するための選挙の重

要性などを解説してもらっている。講習終了後のアンケートの結果から、生徒の理解は得られていると分析しており、今後も高田商業高等学校の教育方針に沿って、教育活動に取り組んでいきたい。

**問** 災害に強いまちづくりについて

・大規模火災や地震後の多発火災への備えについて

日本共産党 向川議員

**答** 大火の場合は最大被害を想定し、延焼をおこす二次災害をいかに最小限に食い止めるかなど、初期対応が非常に重要であり、風向きや煙の進む方向を迅速に予測し、住民に的確かつ迅速に避難経路を知らせる、きめ細やかな情報伝達が必要である。

また、地震後の火災等には、まず自分で身の安全を確保し、家族の安全を確認したら、地域とともに助け合う行動をとる、積極的に声を掛け、冷静に判断し、みんなで避難を開始するなど、大和高田市防災マニュアルなどでも周知している。

今後はさらに、地域防災力の要である、消防団および自主防災組織、高田消防署など

とも連携協力し、地元への通報、エリア別の避難方法などの火災予防指導も、防災訓練や出前講座に盛り込んでいく。災害時に備え、平時より関係防災機関と連携を密にしながら、大規模災害等が発生した際には、スピード感を持って迅速・的確に活動できる初動体制の確立に引き続き努めていきたい。

●提出された意見書●

。洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書

## 委員会 審査結果

### 総務財政委員会

平成29年度大和高田市一般会計補正予算（第11号）ほか、2議案  
全会一致で原案どおり可決

### 民生文教委員会

平成29年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）ほか、13議案  
全会一致で原案どおり可決

### 環境建設委員会

平成29年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第3号）ほか、6議案  
全会一致で原案どおり可決

### 予算特別委員会

平成30年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算ほか、4議案  
全会一致で原案どおり可決  
平成30年度大和高田市一般会計予算ほか、9議案  
賛成多数で原案どおり可決

次の定例会は、6月中旬に開会の予定です。



## 春の叙勲・褒章



**旭日双光章**

(選挙管理事務功労)

白井 皓喜さん



**瑞宝小綬章**

(総務省行政事務功労)

森 景樹さん



**黄綬褒章**

業務精励

(土地家屋調査士業)

早津 忠保さん

平成30年春の叙勲・褒章において、永年にわたって尽力された功労により、受章されました。お祝いを申しあげ、今後ますますのご活躍を祈念します。

## 危険業務従事者叙勲

**瑞宝双光章**

(警察功労)

出上 儀美さん



第30回危険業務従事者叙勲において、永年にわたり尽力された功労により、受章されました。お祝いを申しあげ、今後ますますのご活躍を祈念します。

## 市議会構成が決まりました

### 5月臨時市議会

平成30年度5月臨時市議会は、5月9日から10日まで、2日間開催されました。市議会の構成を決めるとともに、専決処分の報告1件を承認、条例案件1件が原案どおり可決されました。新たな市議会の構成は、次のとおりです(敬称略)。



議長

泉尾安廣



副議長

島田宗彦

#### 監査委員

森本尚順

#### 総務財政委員会

委員長

南幾一郎

副委員長

戸谷仁史

委員

砂原弘治

沢田洋子

朝井啓祐

#### 民生文教委員会

委員長

西村元秀

副委員長

藤田精子

委員

萬津力則

森本尚順

泉尾安廣

#### 環境建設委員会

委員長

米田昌玄

副委員長

向川征秀

委員

橋本俊哉

西川繁和

#### 議会運営委員会

委員長

仲本博文

副委員長

藤田精子

委員

萬津力則

橋本俊哉

南幾一郎

沢田洋子

西川繁和

西村元秀

#### クリーンセンター施設整備特別委員会

委員長

沢田洋子

#### 副委員長

砂原弘治

西川繁和

#### 委員

藤田精子

西村元秀

#### 新庁舎建設特別委員会

委員長

橋本俊哉

副委員長

萬津力則

委員

森本尚順

南幾一郎

島田宗彦

米田昌玄

#### 議会基本条例制定特別委員会

委員長

南幾一郎

副委員長

戸谷仁史

委員

橋本俊哉

森本尚順

島田宗彦

米田昌玄

#### 奈良県葛城地区清掃事務組合議会議員

島田宗彦

藤田精子

泉尾安廣

仲本博文

#### 葛城広域行政事務組合議会議員

泉尾安廣

朝井啓祐

#### 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員

萬津力則

砂原弘治



## 男女共同参画週間 6月23日～29日

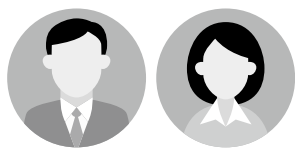
「走り出せ、性別の

ハードルを超えて、今

(平成30年度「男女共同参画週間」)

キャッチフレーズ

国では、男女共同参画社会基本法の施行日(平成11年6月23日)にあわせて、この期間を「男女共同参画週間」としています。今年度のキャッチフレーズとともに、女性も男性も、自らの意思により個性と能力を発揮して活躍できる職場づくりを進めましょう。



※本市では、「大和高田市男女共同参画計画 ビッグステップ(第3次)」を策定しました。

○市民との連携による男女共同参画意識の醸成

○政策・方針決定過程への女性の参画拡大

○女性の就労支援

○男性に向けた男女共同参画の推進を計画全体に関わる基本的な視点とし、

「市民一人ひとりが心豊かに暮らせる男女共同参画のまち・大和高田市」実現に向けて、さらに取組を進めます。

〔人権施策課男女共同参画推進係

内線287〕

## 水道週間

6月1日～7日

平成30年度スローガン

「水道水 安全

おいしい 金メダル」

地球上には13億8,000立方メートルの水があります。このうち私たちがすぐ使える水の割合は、どれぐらいたくさんあるか。実は「0.01%」だといわれています。

地球上の水の約98パーセントは「海水」です。残りの約2パーセントは「淡水」で、この淡水のうち約0.8パーセントが、私たちのすぐ使える水だといわれています。

地球上では、大地に降り注いだ雨が川に流れ、海に注ぎ、海の水も蒸発して雲を作り、再び大地に雨が降る…といったように、絶えず水は循環

しています。この「水循環」の過程で、地中の深い部分や、河川などに水は蓄えられていきます。わたしたちが普段使う水は、まさに「自然の大循環」を経て蓄えられた貴重な水です。大切に使用しましょう。

〔水道総務課・工務課  
☎52・1365〕

## 危険物安全週間

6月3日～9日

推進標語

「この一球

届け無事故へ

みんなの願い」

危険物の保安に対する意識の向上と啓発を推進し、各事業での自主保安体制の確立を図ることを目的に、「危険物安全週間」を実施します。

近年の社会情勢の変化に伴い、危険物施設は減少しているにも関わらず、事故件数は増加し、火災や漏えい事故の増加が懸念されます。事業所では、従業員の保安教育などや事故防止の徹底、自主保安体制の構築をお願いします。また一般家庭では、天ぷら油や灯油などの取扱いに気を付けてください。

〔奈良県広域消防組合

高田消防署 ☎25・0119〕

## 6月は 環境月間です

6月5日(火)の「環境の日」を中心に、さまざまな取り組みが行われます。この機会に、私たち一人ひとりが環境に対する意識を高め、身近なことから活動をはじめましょう。

- ・ごみ分別を徹底し、ごみの量を減らしましょう。
- ・浄化槽の清掃は年1回必ず行い、定期点検を必ず行いましょう。
- ・使い終わったてんぷら油は台所に流さず、巡回回収の場所や市役所環境衛生課に持っていくきましょう。
- ・川や道路にポイ捨てや不法投棄をやめましょう。
- ・犬の散歩のときは、ふんの後始末をしましょう。
- ・水道・ガス・電気のむだ使いをやめましょう。
- ・自動車の利用は控えましょう。

このような行動をすることで、地球温暖化防止や河川の水質改善につながります。市民の皆さんの協力をお願いします。

〔環境衛生課 内線282〕

## トラクター等を 使用した後のお願い

農作業後にトラクター・田植機などで公道を走るときは、機械についた泥を、必ず落としてから走行してください。大きな泥のかたまりが、道路に落ちると、自動車だけでなく、歩行者や自転車などの通行の妨げになり、大変危険です。

交通安全と環境美化のため、道路に泥を落とさないようにしてください。

〔産業振興課 内線267〕



## 総合公園プール棟 を一時閉鎖

6月19日(火)～30日(出)までの期間、多目的室の空調設備入替え工事、プール内天井の壁板修繕工事のため、プール棟が利用できなくなりま

す。7月1日(日)からは、通常どおり利用できます。

なお、テニスコート・多目的グラウンドは、工事期間に関係なく利用できます。

〔都市計画課公園係 内線689〕

## 蜂の駆除

初夏は蜂が活動する時期のため、家の軒下や屋根裏には、夏過ぎから巣を作り始めます。蜂の駆除は、巣が大きくなる前に、害虫駆除業者(市では駆除できません)に依頼してください。家庭で市販の蜂用殺虫剤を使用する場合は、蜂の種類によって効き目が異なるので、注意してください。特に、スズメバチに刺されると死亡する危険性があります。巣には近寄らず、すぐに業者に駆除を依頼してください。害虫駆除業者が分からない場合は、県の業者団体である、ペストコントロール協会(☎0742・23・7312)へ問い合わせてください。

〔環境衛生課 内線282〕



## 「ごみ減量大作戦」 減量効果を公表

平成29年9月から「ごみ減量大作戦」を実施しています。市民のみなさんの協力により、前年度の比較で、「燃えるごみ」の年間量で約832トン(約4%)の減量効果があり、特に「家庭の燃えるごみ」の減量が進みました。また近年、紙ごみの回収量が減少気味でしたが、「ごみ減量大作戦」実施の9月からは、みなさんの協力と高田警察との連携によるパトロール強化もあり、紙ごみの回収量が増加傾向となりました。今後は、ごみ減量の継続と更なる資源化を推進していくことで、「ごみ減量大作戦」の目標である燃えるごみ3,000トン削減をめざします。更なる協力をお願いします。

### 「ごみ減量大作戦」

#### ◎第1弾 紙ごみ救出作戦

まだまだ燃やされている「紙ごみ」がたくさんあります。リサイクルできる紙ごみがあるか、みんなですべて探してみよう。

#### ◎第2弾 生ごみダイエット作戦

燃えるごみの約30%を占める生ごみ。しっかりと絞ることで、ごみ減量ができます。生ごみ3キリ(使いキリ・食べキリ・水キリ)がポイントです。

## 「夏のエコスタイル」実施中

市役所および市内各公共施設では、省エネ・節電による地球温暖化の防止を図るため、「夏のエコスタイル」を実施しています。

10月31日(火)までの期間中、各施設内の適正冷房(室温28℃)の徹底と、ノー上着・ノーネクタイなど、軽装で執務をおこないます。

〔人事課 内線211〕

#### ◎第3弾 分別マナーアップ作戦

燃えるごみに混入されている金属類などの不燃物。分別しないで燃やしてしまうといういろいろな問題が起きます。

※「ごみ減量大作戦」の詳細は、市のホームページを見てください。

ごみ減量大作戦の効果 (トン)

| 年度比較               | 平成28年度 | 平成29年度 | 削減量      |
|--------------------|--------|--------|----------|
| 燃えるごみ(年間量)         | 21,123 | 20,291 | 832(4%減) |
| (上記のうち家庭からの燃えるごみ量) | 11,908 | 11,303 | 605(5%減) |
| 同年9月～3月の燃えるごみ量比較   | 6,818  | 6,369  | 449(6%減) |

紙ごみの回収量 (トン)

| 年度比較           | 平成28年度 | 平成29年度 | 増減量     |
|----------------|--------|--------|---------|
| 紙ごみ(年間量)       | 951    | 909    | 42(4%減) |
| 同年9月～3月の紙ごみ量比較 | 545    | 566    | 21(4%増) |

〔企画整備課

☎52・1600〕

# 生活消費センターから

## お試し購入が、 定期購入に！

お試し価格のダイエツトサプリの契約をした。ひと月ぐらいたってから商品が送られてきたが、同封の納品書をみると、契約が4か月の継続契約であることに気付いた。2か月目からは高額な料金が発生するので止めたいと思い連絡したが、「定期購入コースを選んでいたので途中解約はできない、どうしても解約したいときは、通常の1か月分の料金を払ってもらう」と言われた。

(60代女性)

通信販売のホームページやSNSなどの広告で「お試し価格」「初回無料」などをうたった健康食品などの定期購入に関する相談が増えていきます。相談内容は、定期購入が条件であることを消費者が認識せず「お試し」「1回だけ」のつもりで注文したケースが多くみられます。また、定期購入が条件であることを認識して注文した場合でも、商品を使用したところ「身体に合わない」「効果がない」といったケースがみられます。どちらの場合も、業者に解約したいと連絡したが、「定期購入が条件なので解約できない」と断られています。通信販売では、お試し購入価格が定期購入を前提とした契約であれば、契約条件をしっかり明示すべきです。また、広告中に記載されていても、気付きにくい位置にあることや、

小さい文字など読みにくい表示である場合、消費者の誤認につながります。昨年12月から改正特定商取引法が施行され、定期購入契約に関しては、通信販売の広告や、インターネット通販における申し込みの確認画面上に、定期購入契約である旨および金額（支払代金の総額など）、契約期間その他の販売条件（引渡時期や代金の支払時期等）などの表示が義務付けられました。広告では商品の特価や特性がやら強調されていますが、商品を注文するときには、契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。

### 消費者へのアドバイス

1. 「定期購入が条件となっていないか」など契約内容を確認しましょう。  
定期購入が条件となっている場合は、最終確認画面を印刷したり、写真を撮るなどして、契約内容を記録しましょう。
2. 「解約・返品できるかどうか」など解約条件を確認しましょう。  
インターネット通販等通信販売では、クーリング・オフ制度はなく、広告に表示された「解約・返品の可否」「解約・返品の条件」等返品特約に従うこととなります。
3. 業者に連絡した記録は残しておきましょう。  
業者に電話してもつながらず、解約の申請期間を過ぎてしまったというケースもみられます。業者に連絡した証拠として、電話、FAX、メールなどの記録を残しておきましょう。



## 「まちに音楽を」 プロジェクト参加者募集

市民交流センターでは、子どもから大人まで全ての年代の人が音楽を通じて自由に楽しみ交流できる、「まちに音楽を」プロジェクトを開始します。毎日、夕方5時から6時まで1階芝生広場付近において、自由に音楽を奏でたり、音楽にあわせて踊っていたり、音楽を組み込んだパフォーマンズをしていたり、高田のまちを音楽で元気にするプロジェクト参加者を募集します。

音楽やダンスを勉強している学生、子育て中の息抜きとして音楽活動を再開したい人、あの時代・あの頃を思い出しながら新しいチャレンジを目指すおじさんバンド、参加する人も聞く人も全ての年代の人が集まり「まちに音楽を」広げてみませんか。

プロ、アマ、市内、市外を問いません。高田を元気にするために皆さんの参加をお待ちしています。

▽申込方法 団体名、担当者、連絡先、パフォーマンス内容を電話もしくは市民交流センター2階窓口へ。



(市民協働推進課 ☎44・3210)

# BOOK

サロン

## 新着図書のご案内

### 「ハーバリウム」

誠文堂新光社編／  
誠文堂新光社

ドライフラワーやプリザーブドフラワーをオイルと一緒にボトルに詰める「ハーバリウム」。お手入れ不要、作り方も簡単なハーバリウムのインテリアやアクセサリーを、作家たちの作品とともに紹介。



### 「そうだったのか! しゅんかん図鑑」

伊知地 国夫 写真／小学館

消える、落ちる、こぼれる…。みちかなものが動くときの、肉眼では見えない「しゅんかんの姿」を切り撮った写真を、科学への興味とわく解説とともに掲載。



### ● 祈りの旅

天皇皇后、被災地への想い  
朝日新聞社会部 著／朝日新聞出版

### ● 要介護シニアも大満足!

3分間ちよこつとレク57  
斎藤 道雄 著／黎明書房

### ● 自傷・自殺のことがわかる本

松本 俊彦 監修／講談社

### ● 刺しゅうステッチ事典150

完全保存版  
オノエメグミ 著／アップルミーツ

### ● 60歳からはじめる色鉛筆画

渡辺 芳子 著／河出書房新社

### ● マルコとパパ ダウン症のある

むすことほくのスケッチブック  
グスティエ文／偕成社

### ● グドーさんのおさんぽびより

たかどのほつこ文／福音館書店

### ● キツネのパックス

サラ・ペーニャ パッカー文／評論社

### ● もうちよつともうちよつと

高畠 純絵／福音館書店

### ● ぼくにげちゃうよ

クレメント・ハード 絵／ほるぷ出版

## 6 月のおはなし会

### ◎絵本のよみきかせ

▷とき 6月2日・16日(出)

ごぜん10じ30ぷんから

▷ところ としょかん えほんコーナー

▷たいしょう どなたでも

### ◎おはなし会

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷とき 6月9日(出)

ごぜん10じ30ぷんから

▷ところ としょかん2かい プレイルーム

▷たいしょう 4さいいじょう

●えほん 「オオカミのごちそう」

●おはなし 「となりのためき」

### ◎えほんとわらべうたの時間《きらら》

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷とき 6月23日(出)

ごぜん10じ30ぷんから

▷ところ としょかん2かい プレイルーム

▷たいしょう 3さいいか

●ペープサート 「だれのおうちかな」

●おはなし 「だいこん にんじん ごぼう」

## 催しのご案内

### ■第1回 コズミックカレッジ in 大和高田市立図書館

プラネタリウムで星を観察しよう。七夕の絵本の読み聞かせや短冊づくりもあるよ。

▷とき 6月30日(出) 午後1時～3時ごろ

▷ところ 市立図書館 2階学習室

▷講師 長谷川 裕さん(坂下星見の会)  
瀧本 麻須美さん(坂下星見の会)

▷テーマ 「夏の星空散歩～七夕に夜空を見上げてみよう♪～」

▷対象 小学3年生から6年生(暗い空間でも平気な子ども)

▷定員 30名(定員となり次第締め切ります ※市内優先)

▷費用 無料

▷申込方法 6月3日(日)～29日(金)までの期間、図書館カウンター、電話で受付します。

## おしらせ

### ■7月1日(日) 電子図書館のサービスがスタート

図書館向けにデジタル化された書籍を、パソコンやスマートフォン、タブレットなどの端末を使って、自宅や外出先で電子書籍を借りて読むことができるサービスが、7月1日からスタートします。

▷対象 市内在住・在学・在勤で、「図書貸出カード」を持っている人

▷利用申込方法

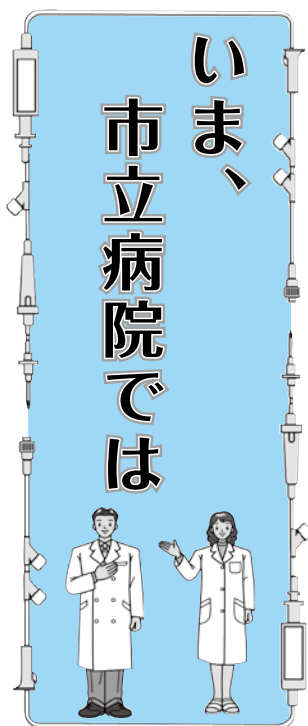
#### ●図書貸出カードのある人

7月1日以降、IDは図書館利用番号、パスワードは生年月日で利用できます。パスワードを変更する人は、電子図書館サイトにアクセスして行ってください。

#### ●図書貸出カードのない人

図書館にある「図書カード作成申込書」に必要事項を記入し、住所・名前・生年月日を確認できるもの(運転免許証・保険証・学生証など)を持って図書館カウンターへきてください。

▷貸出冊数 1人5点以内 ▷貸出期間 2週間以内



## リハビリ強化 プロジェクトの 取り組み

当院では「歩いて来た患者さんは、歩いて帰す！」をスローガンに、「生活リハビリ」を実施しています。

入院中や退院後にも安全に生活を送れるよう、動作能力の低下を防ぐことを目的に、医師・看護師・リハビリ技師などの多職種による、できるだけ早い段階で介入することをめざしています。

平成28年秋にリハビリ強化プロジェクトを立ち上げ、医師・看護師・リハビリスタッフ・事務局などが参加し、協議を開始しました。

入院する患者さんの状態はさまざまですが、治療が終わっても退院が進まない人が散見されました。

治療の間に体を動かす能力

が低下し、自宅に復帰することができない人が多く見受けられました。

そこで、入院時に動作能力が低下する可能性が高い患者さんをいち早く見つけ出し、入院後すぐに「生活リハビリ」を開始する仕組みを作りました。

当院が行う「生活リハビリ」とは、入院生活で患者さんができること、例えば「着替えができる」「少しの介助があればトイレまで歩ける」といった、今、患者さんができる最大限の能力を使うことを目標に設定し、その情報をスタッフ全員が共有し、看護・援助を行うことをいいます。

また、患者さんが家庭や社会へ復帰するときに、必要な介護方法などを家族など介護をになう人へ指導を行っていくこともあります。

今まではスタッフごとに介助量や介入方法が違うことで、

患者さんが迷ったり、依存的になることがあり、動作能力が低下をきたす一因となっていました。

「生活リハビリ」の目標を設定することで、統一した内容での介入ができ、運動機能の低下を未然に防ぐことが期待されます。

医師が指示を出すリハビリ依頼も、看護スタッフの意見を即座に伝達することで、患者さんの動作能力が低下する前に、リハビリ技師による専門的な治療を、早期に実施する仕組みも設けています。

平成29年末に一部病棟で試行を行い、効果が認められ、平成30年2月に全病棟で実施することができました。

まだ開始間もない取り組みですが、「歩いて来た患者さんは、歩いて帰す！」を100%実現するために、スタッフ一同、協力して活動していきま

### 大和高田市立病院

#### リハビリテーション科

理学療法士

福村典男

〔市立病院〕 ☎53・2901

## 健やかな毎日を おくるために



天満診療所  
医師 梅本典江

### 「慢性腎臓病とは」

最近「慢性腎臓病（CKD）」

という新しい病気の概念が注目されています。腎臓の働きが慢性的に低下している状態で、①蛋白尿や血尿が出ている、②画像診断などで腎障害が見られる、③腎機能が低下している、といった状態が3か月以上続いたときに診断されます。

腎機能の低下は、血液中の老廃物の一種であるクレアチニン(Cr)の値と、年齢・性別から算出した、推算GFR(eGFR)という値で判断します。健康な人のeGFRは100ml/分/1.73m前後ですが、腎機能が低下するとeGFRの数値も下がり、60ml/分/1.73m未満の状態が続くと慢性腎臓病と診断されます。

慢性腎臓病が進行すると、夜間の尿が増えたり、貧血、だるさ、むくみ、息切れなどの症状があらわれます。腎不全まで進むと人工透析が必要になることもあります。ま

た、慢性腎臓病では心臓病や脳卒中になりやすいこともわかっていきます。

高血圧や糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドロームとの関連も深く、誰がかかる可能性もあります。初期の段階では自覚症状はありませんので、いかに腎臓の異常を早く発見し治療を開始するかが、腎臓だけでなく心臓や脳を守ることにつながるのです。

定期的に健康診断を受け、尿や血液検査をすることが、早期発見につながります。今年も特定健診、後期高齢者健診がはじまります。この機会に健診をうけて腎臓の健康状態のチェックを行いましょ。

### 天満診療所健康教室

▽とき 6月21日(木)

午後1時～2時

▽ところ 天満診療所

▽テーマ

「不整脈と心臓の病気」

▽講師

梅本典江

〔天満診療所〕 ☎52・5357



日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的人権の擁護と人権尊重思想の普及と高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。このような背景の下に、昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。近年の我が国における人権問題の状況を見てみると、いじめや体罰、児童虐待などといった子どもに関する人権問題、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害といっ

《世界人権宣言70周年》  
みんなで築こう人権の世紀  
～考えよう相手の気持ち  
未来へつなげよう  
違いを認め合つ心～

〔人権施策課 内線288〕

## 人権シリーズ 183

6月1日は人権擁護委員法が施行された日



た人権問題に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、障がいのある人や東日本大震災からの避難者に対する偏見や差別意識を背景として引き起こされた重篤な事案などが社会的な関心を集めており、人権問題は多様化しています。平成30年は世界人権宣言が国連で採択されてから70年目の節目の年でもあります。そこで、人権擁護委員協議会は、平成30年度の啓発活動重点目標を

と定め、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、相手の気持ちを考えることの大切さを一人ひとりの心に訴えるとともに、来る2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて、違いを認め合つ心を育み、これを未来へつなげていくための啓発活動を展開します。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなくすべての人の人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会を作っていくようにしましょう。

## おしえて、生活困

生活困窮者自立支援法 必読多様ネットワーク

5月号に続いて今回も皆さんに説明するのは、平成30年4月より奈良県広域事業としてスタートした「就労準備支援事業」という制度です。「働きたいけど体力や気持ちに自信がない」、「生活リズムが乱れていて、朝起きられない」、「職場の人とうまくやれるか不安だ」、「就職活動ってどうするの」、「働くってどういうこと」などの悩みを持っている人に対し、生活習慣の見直し、対人関係づくりや社会人マナーの学習、職場体験など、一人ひとりに合ったプログラムで就職活動開始までのステップアップをサポートします。

すぐに仕事に就くことが難しく、まずはその準備をすることが必要な人に対し支援します。この制度を利用することで就労に必要な基礎となる能力を養うことができ、また就労体験をしたりすることも可能です。そして、この制度を活用することにより、社会に出ることへの不安を少なくし、自信を持って社会に出られるよう支援していきます。

支援を受けられる対象者としては、生活面や体調面、または資産や収入、年齢など基準はありますが、まずは一度、くらし・せいかつ支援係に相談してください。

自分自身、家族のこと、地域で気になる人や子どものこと、どんなことでもまずは一度お話を聴かせてください。ね。

くらし・せいかつ支援係 44・3111(直通)

ここから始まる。

# 各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。  
※市外局番は、「0745」です。

| 相談名                               | 曜日                                           | 時間                                 | 場所                | 問合せ                   |
|-----------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------|-------------------|-----------------------|
| 消費生活相談（予約優先）                      | 月～金曜日                                        | 午前10時～正午<br>午後1時～4時                | 大和高田市<br>消費生活センター | 消費生活センター ☎22-1101     |
| 人権相談                              | 第4火曜日（6、12月のみ第1火曜日）                          | 午後1時～4時                            | 総合福祉会館            | 人権施策課 ☎22-1101        |
| 行政相談                              | 第4火曜日（6、12月のみ第1火曜日）                          | 午後1時～4時                            | 総合福祉会館            | 企画広報課 ☎22-1101        |
| 中小企業金融相談<br>中小企業経営相談              | 随時（内容に応じて、産業振興課で相談窓口をご案内します）                 |                                    |                   | 産業振興課 ☎22-1101        |
| 母子父子相談                            | 月・水・金曜日                                      | 午前8時30分～<br>午後5時15分                |                   | 児童福祉課 ☎22-1101        |
| 心配ごと相談                            | 第2・4金曜日                                      | 午後1時～4時                            |                   | 社会福祉協議会 ☎23-5426      |
|                                   | 第2・3火曜日                                      | 午後1時～4時                            | 総合福祉会館            | 社会福祉協議会 ☎23-5426      |
| 法律相談（要予約）                         | 第1・3・4・5木曜日<br>相談日の2週間前から前日までに予約             | 午後1時～4時                            | 総合福祉会館            | 奈良弁護士会 ☎0742-22-2035  |
| 司法書士の法律相談（要予約）                    | 月曜日                                          | 午後1時～4時                            | 総合福祉会館            | 社会福祉協議会 ☎23-5426      |
| 生活相談                              | 第2・3・4・5水曜日<br>事前に問い合わせてください。                | 午後1時～4時                            |                   | 社会福祉協議会 ☎23-5426      |
| 健康相談・栄養相談（要予約）                    | 毎月1回、所定の日                                    | 午前9時～10時                           |                   | 保健センター ☎23-6661       |
| 子育てホットライン<br>健康ホットライン             | 月～金曜日                                        | 午前9時～正午<br>午後1時～4時30分              |                   | 保健センター ☎23-6661       |
| 教育ガイダンス                           | 月～金曜日                                        | 午前10時～午後5時                         |                   | 青少年センター ☎23-1322      |
| 家庭児童相談室                           | 月～金曜日                                        | 午前8時30分～<br>午後5時15分                |                   | 家庭児童相談室 ☎23-1195      |
| 女性相談（要予約）                         | ○第1火曜日・<br>第3金曜日<br>○第2土曜日<br>※祝日等により変更の場合あり | ○午前9時15分～<br>午後0時5分<br>○午後1時～3時50分 |                   | 人権施策課 ☎22-1101        |
| 住まいづくり相談                          | 第3水曜日<br>第1水曜～第2水曜の間に予約 定員4名                 | 午後1時～4時10分                         |                   | 営繕住宅課 ☎22-1101        |
| 税理士による税務相談                        | 2月・3月を除く、第3金曜日                               | 午後1時～4時                            | 総合福祉会館            | 近畿税理士会葛城支部 ☎22-5288   |
| 就業相談                              | 月～土曜日                                        | 午前9時～午後5時                          | 県産業会館3F           | 高田しごと i センター ☎24-2010 |
| 借金お悩みダイヤル                         | 火・金曜日                                        | 午後1時～4時                            |                   | 奈良弁護士会 ☎0742-20-7830  |
| 相続・遺言お悩みダイヤル                      | 月～金曜日                                        | 午前9時30分～午後5時                       |                   | 奈良弁護士会 ☎0742-22-4611  |
| ひまわりあんしん<br>（高齢者・障がいのある人のための法律相談） | 火・木曜日                                        | 午後1時30分～4時                         |                   | 奈良弁護士会 ☎0120-874-737  |
| 電話相談は無料。来所・出張相談は有料                |                                              |                                    |                   |                       |



|                                           |                        |
|-------------------------------------------|------------------------|
| <b>大和高田市役所</b><br>TEL.22-1101 FAX.52-2801 |                        |
| 中央公民館                                     | TEL.22-1315 FAX22-1316 |
| 市立土庫公民館                                   | TEL.23-3560            |
| 市立菅原公民館                                   | TEL.23-3561            |
| 市立陵西公民館                                   | TEL.23-3562            |
| さざんかホール                                   | TEL.53-8200 FAX53-8201 |
| 図書館                                       | TEL.52-3424 FAX52-9415 |
| 水道部門                                      | TEL.52-1365 FAX23-3850 |
| 総合福祉会館                                    | TEL.23-0789 FAX24-2730 |
| 社会福祉協議会                                   | TEL.23-5426 FAX23-2298 |
| 保健センター                                    | TEL.23-6661 FAX23-6660 |

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| 市立病院         | TEL.53-2901 FAX53-2908 |
| 天満診療所        | TEL.52-5357 FAX52-5100 |
| 青少年課         | TEL.23-1322 FAX23-2344 |
| 生涯学習課        | TEL.53-6264 FAX53-6364 |
| 葛城コミュニティセンター | TEL.23-8001 FAX23-8001 |
| クリーンセンター     |                        |
| 企画整備課        | TEL.52-1600 FAX52-1685 |
| 美化推進課        | TEL.53-5383            |
| 総合体育館        | TEL.22-8862 FAX22-8863 |
| 総合公園         | TEL.52-4700 FAX52-4701 |
| さくら荘         | TEL.23-4126 FAX23-8535 |
| 下水道課         | TEL.52-1258 FAX52-1295 |
| 高田消防署        | TEL.25-0119 FAX22-4565 |
| 高田警察署        | TEL.22-0110 FAX22-2292 |
| JR 西日本       | TEL.0570-00-2486       |

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 近鉄大和高田駅    | TEL.52-2414            |
| 近鉄高田市駅     | TEL.53-2531            |
| 市民交流センター   | TEL.44-3210 FAX44-3212 |
| 親と子のすこやか広場 | TEL.44-3213 FAX44-3214 |
| 高齢者いきいき相談室 | TEL.44-3215            |

## 大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、  
働くよろこびをもちましよう。  
一、スポーツに親しみ、  
健康をかちとりましよう。  
一、老人に生きがいをこどもに  
夢と希望をあたえましよう。  
一、教養をふかめ、  
文化をたかめましよう。  
一、自然をまもり、  
平和なくらしをきずきましよう。